

○尼崎市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱

令和4年4月1日実施
最終改正：令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が競争入札(一般競争入札又は指名競争入札をいう。以下同じ。)により建設工事(以下「工事」という。)の請負契約を締結しようとする場合において、尼崎市契約規則(昭和41年尼崎市規則第9号。以下「規則」という。)第14条の2及び第60条の規定に基づき、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(これらが政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、予定価格(規則第14条(規則第22条において準用する場合を含む。)の規定により定めた価格をいう。以下同じ。)の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は尼崎市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要綱(以下「総合評価実施要綱」という。)に規定する評価値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者(事後審査型制限付き一般競争入札においては落札候補者を含む。以下同じ。)とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は評価値の最も高い者を落札者とする場合において、あらかじめ実施する調査(以下「低入札価格調査」という。)の方法及び低入札価格調査後の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要綱の対象となる契約は、次に掲げる請負契約とする。

- (1) 競争入札により発注しようとする予定価格が500,000,000円以上の工事(災害に伴う緊急工事その他この要綱の規定を適用することが困難であると認められる工事を除く。)
- (2) 総合評価実施要綱第3条の規定に基づき、簡易型総合評価落札方式の対象となる工事

(調査基準価格の算定方法)

第3条 規則第14条の2に規定する調査基準価格は、別表の積算の種別欄に掲げる工事の区分に応じ、次の各号に掲げる額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。また、その額が調査基準価格を設けようとする工事の請負について定められた予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「入札書比較価格」という。)に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあってはその乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)、当該対象予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあってはその乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げる。))に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 入札書比較価格の算定の基礎として用いられた設計図書等(以下「基礎資料」という。)における直接工事費に相当する額に100分の97を乗じて得た額
 - (2) 基礎資料における共通仮設費に相当する額に100分の90を乗じて得た額
 - (3) 基礎資料における現場管理費に相当する額に100分の90を乗じて得た額
 - (4) 基礎資料における一般管理費等に相当する額に**100分の68**を乗じて得た額
- 2 前項第1号の直接工事費、同項第2号の共通仮設費、同項第3号の現場管理費及び同項第4号の一般管理費等の用語の意義は、公共建築工事積算基準(平成15年3月31日国営計第196号)その他市長が別に定める基準による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、工事の性質上、市長が特に必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、調査基準価格は、入札書比較価格に100分の75から100分の92までの範囲内において市長が定める数値を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

0円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とすることができる。

(失格基準価格の設定)

第4条 調査基準価格を設ける場合においては、これに併せ、申込みのあった価格を理由として当該申込みをした者の落札者となる資格を失わせる基準となる価格(以下「失格基準価格」という。)を設けるものとする。

2 失格基準価格は、別表の積算の種別欄に掲げる工事の区分に応じ、次の各号に掲げる額の合計額(これらの額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 基礎資料における直接工事費に相当する額に100分の90を乗じて得た額
- (2) 基礎資料における共通仮設費に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 基礎資料における現場管理費に相当する額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 基礎資料における一般管理費等に相当する額に**100分の68**を乗じて得た額

3 第3条第2項の規定は、前項各号について準用する。

4 総合評価落札方式を行う場合において入札参加者の提案の内容が対象工事の設計内容や設計価格の低減に及ぼす影響が大きいと認められるときには、必要に応じ学識経験者の意見を聴いた上、前項の失格基準価格を設定しないことができる。

(予定価格調書への記載等)

第5条 調査基準価格及び失格基準価格を設けたときは、当該調査基準価格及び失格基準価格と併せ、調査基準比較価格及び失格基準比較価格をそれぞれ予定価格調書(規則第13条(規則第22条において準用する場合を含む。)に規定する予定価格を記載した書面をいう。)に記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、電子入札に係る入札に付する場合において、調査基準価格及び失格基準価格を設けたときは、予定価格調書に当該価格を併せて記載することに代えて、開札の日時までに、調査基準価格及び失格基準価格を電子入札システムに登録しなければならない。

3 規則第13条第3項(規則第22条において準用する場合を含む。)の規定にあっては前項の規定により調査基準価格及び失格基準価格を電子入札システムに登録する場合について、規則第14条第3項(規則第22条において準用する場合を含む。)の規定にあっては調査基準価格及び失格基準価格について準用する。

(入札参加者への周知)

第6条 市長は、入札参加者に対し、次の各号に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 最低制限価格ではなく、調査基準価格及び失格基準価格を設けていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者又は評価値の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、低入札価格調査に協力すべきこと及び、この調査に協力しない場合、落札者としない場合があること。
- (5) 失格基準価格を下回った入札を行った者(以下「失格基準該当者」という。)は、それのみを理由として落札者となる資格を失うこと。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、総務局行政マネジメント部契約課長は、入札者に対して「保留」を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

2 前項の規定にかかわらず、入札のすべてが失格基準価格を下回った場合においては、入札の不成立を宣言して終了するものとし、調査基準価格以上の入札と調査基準価格を下回る入札があり、調査基準価格を下回る入札のすべてが同時に失格基準価格を下回った場合においては、失格基準該当者以外の者を落札者とする旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の対象者)

第8条 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の低入札価格調査の対象者(以下「調査対象者」という。)は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、次に掲げる者とする。この場合において、当該各号に該当する者が2者以上あるときは、くじにより調査対象者を決定するものとし(総合評価一般競争入札にあって、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、そのうち技術評価点の高い者(以下「最高評価入札者」という。)(その技術評価点の高い者が2者以上あるときは、そのうちくじで定めた者))、併せて、調査対象者とならなかった者について、第11条に規定する順位を定めるものとする。

- (1) 競争入札(総合評価一般競争入札を除く)により発注する工事の入札において、失格基準該当者以外の者で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)
- (2) 総合評価一般競争入札により発注する工事の入札において、失格基準該当者以外の者で最高評価入札者。ただし、最高評価入札者の当該申込みに係る価格が調査基準価格以上の場合を除く。

2 市長は、前項の規定により、調査対象者となった者に対して告知を行う。

(低入札価格調査の実施)

第9条 第7条第1項の入札が行われた場合は、調査対象者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて判断するため、低入札価格調査を行うものとする。この場合において、調査対象者は、次の各号に掲げる資料等を市長に提出しなければならない。

- (1) 低入札価格調査報告書
- (2) 入札額決定理由書
- (3) 積算内訳書及び積算内訳に対する明細書
- (4) 対象工事付近の手持工事の状況
- (5) 対象工事に関する手持工事の状況
- (6) 契約対象工事場所と入札者の事業所、倉庫等との関係(地理的要件)
- (7) 資材調達先一覧
- (8) 手持機械又は機械リース一覧
- (9) 配置予定技術者名簿
- (10) 下請契約予定者一覧
- (11) 労務者の具体的供給見通し
- (12) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (13) 建設副産物の搬出地
- (14) 経営状況
- (15) 信用状況
- (16) その他必要な事項

2 低入札価格調査は、前項の規定に基づき調査対象者から提出された資料等を基に行う。この場合において、必要と認めるときは、調査対象者からの聞き取り調査を併せて行うものとする。

3 前項に規定する資料等についてはあらかじめ提出期限を定めることとし、提出期限後の提出及び差換えは認めないものとする。

4 次の各号に掲げる場合においては、当該調査対象者を落札者としないものとする。

- (1) 調査対象者が前項に定める期限までに第1項に規定する資料等を提出しない場合又はこれらに不備等がある場合
- (2) 調査対象者が第2項に規定する聞き取り調査に応じない場合その他低入札価格調査に協力しない場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、当該請負契約に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合

5 第1項各号に掲げる資料に係る様式については、別に定める。

(委員会の設置等)

第10条 低入札価格調査（前条第4項の規定により、当該調査対象者を落札者としない場合を除く。以下同じ。）を行うため、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 資産統括局技術監理部長
- (2) 総務局行政マネジメント部長
- (3) 資産統括局技術監理部技術監理課長
- (4) 総務局行政マネジメント部契約課長
- (5) 工事の施行を所管する部等の長
- (6) 工事の施行を所管する課等の長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は資産統括局技術監理部長を、副委員長は総務局行政マネジメント部長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 委員会の議事は、出席した審査委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員長が委員会を招集するいとまがないと認めるときは、委員会に付議すべき事件に係る議事は、当該事件に係る決定案が記載された文書を委員に回議する方法により決することができる。

9 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

10 委員会の事務局は、資産統括局技術監理部技術監理課に置く。

11 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

12 委員会は、特に必要があると認めるときは、改めて調査対象者からの聞き取り調査、関係機関への照会等を行うことができる。

（委員会の調査結果を踏まえた落札者の決定）

第11条 低入札価格調査の結果、調査対象者の価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるときは、当該調査対象者を落札者とし、その履行がされないと認められるときは、当該調査対象者を落札者としないものとする。

（次順位者への準用）

第12条 前条の規定により当該調査対象者を落札者としないこととした場合には、次に掲げる調査対象者の区分に応じて、当該各号に定める者を次順位調査対象者（以下「次順位者」という。）とするものとする。この場合において、当該次順位者の価格が調査基準価格を下回る場合には、その者につき第8条から前条までの規定を準用する。

(1) 調査対象者が最低価格入札者の場合

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格入札者に次いで低い価格をもって申込みをした者

(2) 調査対象者が最高評価入札者の場合

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最高評価入札者に次いで評価値の高い者

2 低入札価格調査の結果、当該次順位者の価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるときは、当該次順位者を落札者とするものとし、当該次順位者を落札者としない場合においては、当該次順位者から順に低い価格をもって申込みをした者又は評価値の高い者につき前項の規定を適用する。

（入札参加者に対する通知）

第13条 第11条又は前条第2項の規定により落札者を決定したときは、規則第19条（規則第22条において準用する場合を含む。）の規定により、直ちに落札者と決定された入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2 第11条（前条において準用する場合を含む。）の規定により、前項の落札者よりも低い価格で入札の申込みを行った者又は評価値の高い者を落札者としない場合、当該入札者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。

3 第1項の規定による他の入札参加者全員に対する通知は、前項の場合を除き、入札結果の公表をもって通知に代えることができる

（あらかじめ学識経験者の意見を聴いて落札者を決定する場合の読み替え）

第14条 総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするときに、政令第167条の10の2第5項の規定によりあらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならぬ場合にあっては、第11条及び第12条中「落札者」とあるのは「落札者決定に際し学識経験者の意見を聴くに当たっての落札予定者」と読み替える。

（再度入札の参加者）

第15条 政令第167条の8第4項の規定により再度入札に付そうするときは、規則第16条（規則第22条において準用する場合を含む。）の規定を準用する。

（苦情の申立て等）

第16条 低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断された入札参加者で、その判定について不服がある者は、市長に対し、第13条の規定による通知の日から7日以内に、当該評価の理由について苦情の申立てを行うことができる。

2 前項の規定による苦情の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 苦情を申し立てる入札参加業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
- (2) 苦情申立の対象となる工事の名称
- (3) 苦情申立ての内容及び理由

3 市長は、第1項の規定による苦情の申立てを受けたときは、速やかに回答の案を委員会に審査させたうえで、その申立てをした者に書面により回答するものとする。

4 前項の規定による回答について不服がある者は、尼崎市競争入札の手続等に係る苦情の処理に関する要綱（平成21年10月22日実施）第6条第1項の規定による再苦情申立てをすることができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)		積算の種別	直接工事費に相当する額	共通仮設費に相当する額	現場管理費に相当する額	一般管理費等に相当する額
一般土木工事 (鋼橋製作の架設工事を含む)	【直接工事費】	【共通仮設費】		【現場管理費】		【一般管理費等】
一般工事 建築工事、 建築設備工事 昇降機設備工事その他 製造部門を持つ専門工事 業者を対象とした工事	【直接工事費(當緒基準)】×9/10	【共通仮設費】		【直接工事費(當緒基準)】×1/10 +【現場管理費(當緒基準)】	【一般管理費等】	
鋼橋製作の工場製作	【直接工事費】	【共通仮設費】		【直接工事費(當緒基準)】×2/10 +【現場管理費(當緒基準)】	【一般管理費等】	
一般工事 土木(電気)	【直接製作費】+【直接工事費】	【間接労務費】+【共通仮設費】		【工場管理費】+【現場管理費】 +【機器間接費】	【一般管理費等(機器単体費)】 +【一般管理費等(工事費)】	
鉄塔・反射板工事	【直接製作費】=「機器単体費」×6/10	【直接製作費】=「機器単体費」×1/10		ただし、 【間接労務費】=「機器単体費」×2/10 【工場管理費】=「機器単体費」×2/10 【工場管理費】=「機器単体費」×1/10	ただし、 【間接労務費】=「鐵塔製作費」×3/10 【工場管理費】=「鐵塔製作費」×1/10	
土木 機械設備工事	【直接製作費】+【直接工事費】	【間接労務費】+【共通仮設費】		【工場管理費】+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【一般管理費等】	
下水道 電気設備工事、機械設備工事	【機器費】×6/10+【直接工事費】	【機器費】×1/10+【共通仮設費】		【機器費】×2/10+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【機器費】×1/10 +【一般管理費等(工事費)】	